



アナログ式屋外拡声子局（既設）

	設置場所	備考
1	若狭1丁目	波の上ビーチ
2	辻3丁目	波之上自動車学校裏
3	辻3丁目	波の上ビーチ
4	港町1丁目	新港ふ頭
5	曙2丁目	曙公園
6	港町1丁目	新港ふ頭東緑地北側
7	港町1丁目	新港ふ頭東緑地南側
8	泊3丁目	泊港北岸
9	若狭3丁目	夫婦瀬公園
10	若狭2丁目	若狭海浜公園
11	通堂町	那覇ふ頭駐車場
12	通堂町	那覇ふ頭南側
13	壺川2丁目	壺川中公園
14	古波蔵3丁目	漫湖公園西側
15	鏡原町	くじら公園
16	古波蔵3丁目	漫湖公園東側
17	牧志1丁目	緑ヶ丘公園
18	牧志3丁目	希望ヶ丘公園
19	牧志3丁目	ひめゆり橋
20	字松川	県道29号線
21	古島1丁目	末吉西公園

デジタル式屋外拡声子局（新設）

	設置場所	備考
1	首里末吉町3丁目	末吉ちょうちゅう公園
2	首里末吉町2丁目	末吉公民館広場
3	首里末吉町1丁目	末吉公園
4	首里大名町3丁目	県道153号線
5	首里石嶺町4丁目	県立北嶺学園近く
6	字古島	真嘉比遊水池
7	首里桃原町2丁目	首里織工芸館広場
8	首里儀保町4丁目	末吉公園駐車場入口（儀保交番側）
9	首里赤平町2丁目	虎瀬公園
10	首里汀良町1丁目	汀良公園
11	首里寒川町1丁目	寒川緑地
12	首里鳥堀町5丁目	弁ヶ岳公園
13	識名1丁目	大石公園
14	首里金城町4丁目	金城ダム専用駐車場
15	首里崎山町3丁目	県道82号線
16	首里崎山町4丁目	旧農業試験場跡地
17	山下町	山下西公園
18	山下町	垣花小学校
19	楚辺2丁目	古波蔵交差点
20	字国場	※7月末に運用開始予定
21	字識名	那覇市民体育館
22	字上間	国道507号線
23	字真地	真地市営住宅

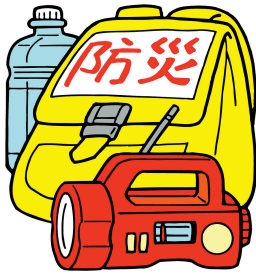
市では、海岸や河川沿いの21か所にアナログ式の屋外拡声子局（スピーカー）を設置し、津波や河川の氾らんなどの防災情報を市民のみなさまへお知らせしています。

今回、沖縄県により市内23カ所にデジタル式の屋外拡声子局が新たに設置され、土砂災害による被害のおそれがある地域のみなさまへ防災情報をお知らせすることができるようになりました。

防災行政無線とは？

○災害の発生が予測される時や災害発生時などの緊急時に、気象警報や避難勧告などの防災情報をお知らせする「情報伝達手段」です。

○消防本部庁舎の「親局」から送信した情報は、市内44か所に設置された「屋外拡声子局」で受信され、スピーカーからのサイン音や音声で防災情報をお知らせします。



どんなときに使うの？

○津波、風水害、土砂災害などの避難勧告・指示

○大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、暴風警報などの気象警報の発令

○火災発生情報

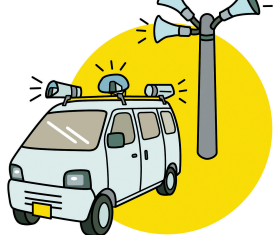
聞きたれなかった場合は？

○放送した内容は電話でも聞くことができます。

*放送内容確認電話番号 0863-2608

お問い合わせ 市民防災室 0861-1102

警報注意！



サイレン音が聞こえたら？

○テレビ、ラジオなどで最新の情報を入手するよう心がけ、冷静に行動してください。

○身の危険を感じたら早めに避難してください。

2011年7月24日までに現行の地上アナログ放送は終了します

県内における地上デジタル放送は、2006年に開始され、順次放送エリアを拡大しております。このため、現在の地上アナログテレビ放送を視聴している方は、地上デジタルテレビ放送対応への準備が必要となり、VHF用アンテナをUHF用アンテナに変換し、地上デジタルチューナーを設置するなどの対策をお願いします。

なお、現在市内では、地上アナログテレビ放送と地上デジタルテレビ放送の両方を受信することができますが、地上アナログ放送を首里、首里山川および安謝中継局で受信されている方は、地上デジタル放送を視聴するためにアンテナを豊見城中継局向けに変更する必要があります。



UHF用アンテナ

お問い合わせ

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター ☎0570-07-0101

IP電話など、上記番号でつながらない場合は ☎03-4334-1111まで

*平日9:00～21:00まで 土日祝日：18:00まで ホームページ：http://www.dpa.or.jp

長寿医療（後期高齢者医療）制度の加入者の皆様へ

平成21年8月から被保険者証が切り替わります。

○有効期限が平成22年7月31日となります。

○新しい被保険者証は、7月下旬までに郵送いたします。

○8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。

○被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金を確認してください。

入院の際には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請を！

長寿医療（後期高齢医療）制度では、入院時の一部負担金と食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

○該当する所得の方

低所得Ⅰ

世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必

要経費・控除（年金所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円となる方

低所得Ⅱ

世帯員全員が住民税非課税の方（低所得Ⅰに該当する方を除く）

○手続き方法

申請した月の初日から適用となります。該当すると思われる方は、後期高齢者医療被保険者証及び印鑑を持参して国保長寿医療課で申請してください。

*すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月末日です。有効期限が過ぎると使用できませんので、再度申請手続きが必要となります。

お問い合わせ 国保長寿医療課 ☎862-4262

那覇市の情報やお知らせは「那覇市ホームページ」をご覧ください! <http://www.city.naha.okinawa.jp/>

I ♥ EX

外国為替をもっと身近に

外為どっとコム

お問い合わせ・資料請求

携帯・PHS
からもOK



0120-430-225

(月曜日 朝7:00～土曜日 朝6:00までの24時間 土・日を除く)



<http://www.gaitame.com>

外為どっとコム

検索

株式会社外為どっとコム 〒105-0021 東京都港区東新橋2-8-1/パッツォアステック4階 TEL:03-5733-3065 金融商品取引業者 登録番号:関東財務局長(金商)第262号/金融先物取引業協会(会員番号1509)